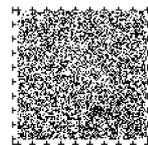


家屋をお持ちの皆さまへ

知ってほしい空き家のこと



平成30年の統計によれば、久留米市内の空き家数は、20,910戸（共同住宅含む）で、過去最高となっています。現在は空き家を所有していなくても、相続により空き家を取得し、所有者になる可能性があります。空き家を放置すると、どんなリスクがあるのか、その予防、管理方法について知っておきましょう！

放置 空き家を放置すると、様々なリスクが発生

建物は使わないで放置していると、急速に劣化！ リスクも増加！

リスク

- 1 防災性の低下！
- 2 生活環境への悪影響！
- 3 防犯性の低下！ 犯罪の誘発！

そのまま放置しておくと
損害賠償問題に…



屋根の崩壊



外壁や窓が開放

(写真) 出典：国土交通省ホームページ

【外壁材落下による11歳の男児の死亡事故の場合】

	損害区分	損害額
人身損害	死亡逸失利益	3,400万円
	慰謝料	2,100万円
	葬儀費用	130万円
	合計	5,630万円

出典：公益財団法人日本住宅総合センター
「空き家発生による外部不経済の実態と損害額の試算に係る調査」

空き家の管理不全が原因で、
通行人や隣接建物などに
人的・物的被害を
及ぼした場合、
所有者の責任です。



予防 空き家の放置に備える

空き家の放置を予防するために、建物を誰にどう引き継ぐか決めておきましょう！

Step1 まずは現在の登記をチェック！

Step2 家を誰が引き継ぐか決める！

法務局

登記を確認

- 所有者死亡
- 所有者存命
- 登記がない

家族・親族間

相続登記

相続の話し合い ※遺言書作成も検討

表題登記・権利部登記

困った時は

専門家に相談しましょう！

解決が難しいものや、専門性の高いものは、司法書士、土地家屋調査士など、専門家に相談しましょう！

管理 空き家は所有者が責任を持って、適切に管理

建物の劣化を防ぐため、月1回程度定期的に行いましょう！

管理のポイント

通風・換気

通水

郵便物の整理

室内の状態点検、修理

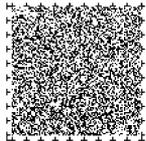
室内の清掃



自分で管理するのは難しい…
管理代行サービスの活用！

空き家の管理代行サービスは、本人に代わり定期的に建物の状態などを確認するものです。通風・換気や通水等、除草や庭木の剪定、消毒等も依頼できます。

※空き家の管理代行サービスは、公益社団法人久留米市シルバー人材センターなどで行っています。



空き家の悩みや困り事は、 久留米市へ

相談

相談内容に応じて、担当部署が相談を受け付けます！

【空き家の管理・除却に関すること】

建築指導課 本庁舎13階

TEL ☎ (0942) 30-9241 FAX ㉪ (0942) 30-9743

MAIL ✉ kensi@city.kurume.fukuoka.jp

管理

解体

耐震

【空き家の活用に関すること】

住宅政策課 本庁舎13階

TEL ☎ (0942) 30-9139 FAX ㉪ (0942) 30-9743

MAIL ✉ housing@city.kurume.fukuoka.jp

売却

賃貸

リフォーム

空き家バンク

支援制度

お悩み解決のお手伝いをしています！ぜひご利用ください！

空き家バンク

売却や賃貸借を希望する空き家(戸建て)の情報を市に登録いただき、市のホームページ等で利用希望者に紹介する制度です。

リフォーム

1年以上住んでいない戸建て空き家を、自らが居住する目的でリフォームする場合、工事費用の一部を助成します。

耐震改修・除却

耐震診断の結果、倒壊の可能性がある木造住宅(2階建て以下)の耐震改修・除却工事費用の一部を助成します。

空き家の除却

木造で、危険度が一定の基準を満たす空き家の除却費用の一部を助成します。

空き家相談会

申込

令和4年5月1日

電話・FAX・メールの受付終了

開催終了

い。(先着順)

会場

えーるピア久留米(久留米市諏訪野町1630-6)

宅地建物取引士や司法書士、税理士等の専門家が、空き家に関する様々な相談にアドバイスを行います。

開催日

令和4年

8月7日

日

問い合わせ先

TEL ☎ (0942) 30-9139

都市建設部

FAX ㉪ (0942) 30-9743

住宅政策課

MAIL ✉ housing@city.kurume.fukuoka.jp



久留米市ホームページ「空き家の利活用」に関する情報



久留米市
イメージキャラクター
くろっば